

# 増補にあたって

本書の初版は2012年5月に発行されたが、早くも2014年の暮れには刊行された700部がほぼなくなつた。これは予想を超える売れ行きであり、その背景にはシカやイノシシ、サル等による農林業被害の激化があることは言うまでもない。シカについては、各地で生じている生態系被害の深刻化も大きく関与したものと思われる。

これらの被害の激化・深刻化を踏まえ、環境省と農林水産省は2013年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、10年後までに「シカとイノシシの個体数を半減させる」との目標を定めた。さらに、2014年には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護法とする）」が改正され、2015年5月から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法とする）」として施行されるに至った。すなわち、本書の初版で前提とされていた法制度は、刊行後わずか3年で大きな変革を成し遂げたわけである。

「鳥獣保護法」から「鳥獣保護管理法」への改正にあたっては、「保護」と「管理」との定義づけが行われ、前者は「生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」、後者は「生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」とされた。これと連動し、旧法で定められていた「特定鳥獣保護管理計画」も、新法のもとでは「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」とに二分されることになった。「指定管理鳥獣捕獲等事業」や「認定鳥獣捕獲等事業者制度」など、まったく新たな条項が盛り込まれた点も注目されている。

今回の増補は、これらの法制度の変更に対し応急的に対応したものである。敢えて応急的な対応に留めたことには、相応の理由がある。それは、今まさに「鳥獣保護法」から「鳥獣保護管理法」への移行期に相当し、法改正をめぐる様々な情勢が、極めて流動的な状況にあると考えられたためである。実際に、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の運用方法や「認定鳥獣捕獲等事業者制度」のあり方については、現時点でも活発な論議・論争が繰り広げられている。したがって、本書における抜本的改訂は、「鳥獣保護管理法」の考え方や諸制度の社会への浸透が進み、一定の平衡状態に達するまで持ち越されたことになる。その時までには数年がかかると思われるが、編著者一同、抜本的改訂に向け情報の収集・整理等を進める所存である。なお、本書において、wildlife managementの訳語としての「野生動物管理」と「野生動物保護管理」が混在する部分が残されていることをご容赦いただきたい。

今回は応急的な増補としたことから、書名は初版の「野生動物管理」を踏襲している。しかし、ここで言う「管理」とは、「鳥獣保護管理法」の定義に縛られ「生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」を意味しているわけではない。「野生動物管理」とは、本来「野生動物の生息地と個体群を管理することを通じて、野生動物の存続や保全、人間との軋轢の調整（被害の軽減化）を目標とする研究や技術の体系」と定義づけられる概念である（第4章の記述を参照）。ついでに、読者諸氏におかれては、本増補版を「野生動物の減少や生息域の縮小を目的とする書」と認識なさらぬよう、くれぐれもお願いしたい。

2016年6月  
編集者一同